

長建協発第337号
平成22年12月2日

会 員 各 位

社団法人 長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

青少年の雇用機会の確保等に関する要請について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成22年10月26日付け長建協発第291号「新規学校卒業者の採用に関する要請書について」により、新卒者及び未就職卒業者のための採用枠の拡大等についてお知らせしておりましたが、この度、雇用対策法に基づく「青少年の雇用機会の確保等に関して事業主が適切に対処するための指針」の一部が改正され、別添のとおり全建を通じ厚生労働大臣より要請がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

なお、今般の改正は、「事業主は、学校等の新卒者枠に、学校等の卒業者が学校等の卒業後少なくとも3年間は応募できるようにすべきものとする等」を新たに盛り込んだものとなっておりますことを申し添えます。